

該当箇所	意見
電気通信番号計画の一部を変更する件	<p>音声伝送携帯電話番号が、契約者に対する音声伝送役務の提供のみならず、利用者個人を識別し認証する手段として様々なサービス提供事業者利用されており、それら事業者が 0AB/0A0 の部分を識別して当該利用者の回線の種別判定に用いている現状を鑑みると、番号指定事業者、番号の卸先事業者（MVNO 等）及び利用者のみならず、音声伝送携帯電話番号を顧客管理等に用いている様々なサービス提供事業者に対しても、今回の 060 番号帯の追加の影響があるものと考えます。</p> <p>つきましては、総務省において規定の見直し後、番号指定事業者に対して最初に 060 番号の指定がなされた際には、広く周知頂くことを要望いたします。</p> <p>また、最初に 060 番号の指定を受けた事業者には、当該番号の利用開始までに十分な猶予（例えば 1 年前等）を確保した上で、自ら又は業界団体等を通じて 060 番号の利用開始時期を広く周知頂くことが、番号帯追加に伴う利用者理解の促進や円滑な導入を図る観点から求められるものと考えます。</p>

以上